令和８年鎌ケ谷市農業委員会第８回定例総会会議

鎌ケ谷市農業委員会会長山田芳裕は、令和８年鎌ケ谷市農業委員会第８回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター４階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

１　日　　時　　令和８年９月７日（月）　午後４時００分

２　農業委員

出席委員　１０名

１．髙橋　雅浩　委員　　２．秦野　清一　委員　　３．熊谷　弘和　委員

４．中野　翔太　委員　　５．川村　誠司　委員　　６．石井　　晃　　委員

７．山田　芳裕　委員　　８．皆川　利一　委員　　９．奥山　喜和子委員

１０．板橋　睦男　委員

農地利用最適化推進委員

出席委員　　４名

三橋　重幹　委員　　尾形　真宏　委員　　鈴木　久夫　委員

澁谷　紀和　委員

欠席委員　　１名

鈴木　良紀　委員

３　事務局出席者

出席職員　　３名

事務局長　市村　昌子　　主査　浅海　一洋　　主査補　鈴木　庸平

４　傍聴人　　１名

５　会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

議案第１号	農地法第４条の規定による許可申請について	１件
議案第２号	農地法第５条の規定による許可申請について	３件
議案第３号	農用地利用集積等促進計画について	１件
議案第４号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について	１件
報告第１号	農地法第３条の３第１項の規定による届出について	２件
報告第２号	農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出について	２件
報告第３号	農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出について	７件
報告第４号	農地法第５条の規定による許可申請の取下げについて	２件
報告第５号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について	７件
報告第６号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	１件

６　開　会　　午後４時００分

山田　議長　　ただいまの出席委員は農業委員が１０名で、推進委員は４名です。定足

数に達しておりますので、令和８年鎌ケ谷市農業委員会第８回定例総会を開会いたします。

本日は、傍聴人の方がいらっしゃいますのでご了承願います。

（傍聴人入場）

直ちに、本日の会議を開きます。

山田　議長　　議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

３番、熊谷弘和委員、

４番、中野翔太委員を指名いたします。

山田　議長　　お諮りいたします。

議案第１号より逐次審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

山田　議長　　ご異議なしと認め、議案第１号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は１班です。

奥山喜和子班長より総括報告をお願いいたします。

奥山　班長　　議長

山田　議長　　奥山喜和子班長

奥山　班長　　１班の現地調査の報告をいたします。

９月１日午後１時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員４名、山田会長、川村会長職務代理者、事務局職員３名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第４条の規定による許可申請について１件、農地法第５条の規定による許可申請について３件、農用地利用集積等促進計画について１件、生産緑地に係る農業に主たる従事者についての証明について１件の合計６件です。

１班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で１班の総括報告を終わります。

山田　議長　　ありがとうございます。

山田　議長　　それでは、議案第１号農地法第４条の規定による許可申請について、審議番号１を議題といたします。

山田　議長　　事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主査補　　議長

山田　議長　　鈴木主査補

鈴木主査補　　議案書の３ページをご覧ください。

議案第１号農地法第４条の規定による許可申請について、をご説明いた

します。

申請地は、畑１筆、面積５，２１９平方メートルのうち１，３３４．６１平方メートルの貸資材置場の拡張です。

申請理由は、申請人は申請地の隣接地である貸資材置場の賃借人から、事業拡張のため更に用地を借りられないかと要望があったもので、転用計画は妥当なものと思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を砂利敷きにすることよる自然浸透とし、周囲を土留め鋼板で囲うことにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては､農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第２種農地に該当します。代替性につきましては、既存の貸資材置場の隣接地であるため、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等はないことから、問題はないものと思われます。

以上です。

山田　議長　　現地調査の報告を求めます。

皆川　委員　　議長

山田　議長　　８番、皆川利一委員

皆川　委員　　議案第１号農地法第４条の規定による許可申請について、審議番号１を報告いたします。

９月１日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は､畑１筆､面積５，２１９平方メートルのうち､１，３３４．６１平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、貸資材置場の契約者の事業拡張が今回の申請理由であるが、今後も同様のことが想定されるか確認したところ、今のところ予定はないとのことでした。また、前面道路は幅員が狭いことから、工事期間中は基より使用時においても車両の出入りには十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、使用６か月後に転用事実確認証明願を提出し、地目変更をすること、なお、事

業計画等に変更が生じた場合は、事前に農業委員会事務局に相談することを指導しました。最後に関係各課から意見照会による意見書の受領及び受領の署名をお願いしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

山田　議長　　ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

（「なし」との声多数あり）

山田　議長　　なければ、質疑を終了いたします。

山田　議長　　それでは、採決をいたします。

議案第１号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

山田　議長　　全員賛成により、議案第１号は可決されました。

山田　議長　　続きまして、議案第２号農地法第５条の規定による許可申請について、審議番号１を議題といたしますが、審議番号１及び審議番号２を内容により一括審議としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

山田　議長　　事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主査補　　議長

山田　議長　　鈴木主査補

鈴木主査補　　議案書の４ページをご覧ください。

議案第２号農地法第５条の規定による許可申請について、審議番号１及び審議番号２を一括してご説明いたします。

申請地は、審議番号１が畑１筆、面積３９７平方メートルで、審議番号２は畑２筆、合計面積９１４平方メートルの資材置場用地です。

申請理由は、事業拡大に伴い資材置場が不足し増設するもので、転用計画は妥当なものであると思われます。

雨水対策については、フェンスの周りを砂利敷きとし、それ以外を素地とすることによる自然浸透とします。周辺農地への被害防除につきましては、波板で囲い土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、半径１キロメートル以内に鉄道の駅があり、当該区域内の宅地割合が４０パーセント以上あることから、第２種農地に該当します。代替性につきましては事業拡張地等から利便性が高いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金で賄うこととしており、金融機関の残高

証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等はないことから、問題はないものと思われます。

以上です。

山田　議長　　現地調査の報告を求めます。

皆川　委員　　議長

山田　議長　　８番、皆川利一委員

皆川　委員　　議案第２号農地法第５条の規定による許可申請について、審議番号１及び審議番号２を内容により一括して報告いたします。

９月１日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、審議番号１は、畑１筆、面積３９７平方メートルで、審議番号２が、畑２筆、合計面積９１４平方メートルの合計面積１，３１１平方メートルのともに普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、輸送トラックは何トン車で、申請地の接道をトラックが通行できるのか確認したところ、４トン車を想定しているが困難なら２トン車に下げ通行するとのこと、申請地は水害ハザードマップに表示されていることから、浸水対策はどのように考えているのか確認したところ、先日の豪雨では、敷地の奥の方は腰のあたりまで浸水したため、濡れても問題ない資材を置き、土留めを設置するなどの対策を考えていること、電気系の資材については野ざらしで設置しても問題ないのか確認したところ、交換後の廃棄資材を置くので問題ないこと、転用者は一度、太陽光発電で転用許可の申請をして、取り下げているが、太陽光発電は申請地では行わないのか確認したところ、行わないことを確認しました。次に、前面道路は幅員が狭いことから、工事期間中は基より使用時においても車両の出入りには十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、使用６か月後に転用事実確認証明願を提出し、地目変更をすること、なお、事業計画等に変更が生じた場合は、事前に農業委員会事務局に相談することを指導しました。最後に、関係各課から意見照会による意見書の受領及び受領の署名をお願いしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

山田　議長　　ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

（「なし」との声多数あり）

山田　議長　　なければ、質疑を終了いたします。

山田　議長　　それでは、採決をいたします。

審議番号１及び審議番号２について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

山田　議長　　全員賛成により、審議番号１及び審議番号２は可決されました。

山田　議長　　続きまして、議案第１号農地法第５条の規定による許可申請について、審議番号３を議題といたします。

山田　議長　　事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主査補　　議長

山田　議長　　鈴木主査補

鈴木主査補　　議案書の５ページをご覧ください。

議案第２号農地法第５条の規定による許可申請について、審議番号３をご説明いたします。

申請地は、畑７筆、合計面積６，０７６平方メートルの所有権移転による駐車場及び資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は、不動産業を営んでおり、契約していた資材置場が契約終了となり、また、今後の事業拡大も見込んでいることから申請があったもので、転用計画は妥当なものであると思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を砂利敷きにすることによる自然浸透とします。また、敷地境界をブロック２段積みとフェンスで囲うことにより土砂流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、半径１キロメートル以内に鉄道の駅があり、当該区域内の宅地割合が４０パーセント以上あることから、第２種農地に該当します。代替性につきましては、既存施設との位置関係が良く、申請地に既存施設があり好条件であることから、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金及び借入金で賄うとのことであり、金融機関の残高証明書並びに融資証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われます。

以上です。

山田　議長　　現地調査の報告を求めます。

鈴木　委員　　議長

山田　議長　　鈴木久夫推進委員

鈴木　委員　　議案第２号農地法第５条の規定による許可申請について、審議番号３を報告いたします。

９月１日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑７筆、合計面積６，０７６平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、閉鎖になった既存施設の資材と、事業拡張で必要な資材を置くのに、今回の申請地で足りるのか確認したところ、問題はないとのこと、計画では既設の宅地部分のブロック塀をそのまま利用するのか確認したところ、そのまま利用するとのこと、また、看板等は設置をするのか確認したところ、設置するとのことであったことから、土地利用計画図の修正を求め、本日、修正された土地利用計画図を確認しました。次に、前面道路は交通量が多いことから、工事期間中は基より、使用時に関しても車両の出入りには十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、使用６か月後に転用事実確認証明願を提出し、地目変更をすること、なお、事業計画等に変更が生じた場合は､事前に農業委員会事務局に相談することを指導しました｡最後に、関係各課から意見照会による意見書の受領及び受領の署名をお願いしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

山田　議長　　ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

（「なし」との声多数あり）

山田　議長　　なければ、質疑を終了いたします。

山田　議長　　それでは、採決をいたします。

審議番号３について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

山田　議長　　全員賛成により、審議番号３は可決されました。

山田　議長　　続きまして、議案第３号農用地利用集積等促進計画について、を議題といたします。

山田　議長　　事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主査補　　議長

山田　議長　　鈴木主査補

鈴木主査補　　議案書の６ページをご覧ください。

議案第３号農用地利用集積等促進計画について、をご説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、鎌ケ谷市長より、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められたものです。

計画は、畑２筆、合計面積２，２２７平方メートルの賃借権の更新で、更に１０年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はございません。

以上です。

山田　議長　　現地調査の報告を求めます。

鈴木　委員　　議長

山田　議長　　鈴木久夫推進委員

鈴木　委員　　議案第３号農用地利用集積等促進計画について、を報告いたします。

現地は、畑２筆、合計面積２，２２７平方メートルの普通畑です。

本件は、事務説明のとおり、農用地利用集積等促進計画の賃借権の更新で、更に１０年間の利用権の設定を行うものです。

調査の結果、いずれも問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

山田　議長　　ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

（「なし」との声多数あり）

山田　議長　　なければ、質疑を終了いたします。

山田　議長　　それでは、採決をいたします。

議案第３号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

山田　議長　　全員賛成により、議案第３号は可決されました。

山田　議長　　続きまして、議案第４号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、を議題といたします。

山田　議長　　事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主査補　　議長

山田　議長　　鈴木主査補

鈴木主査補　　議案書の７ページをご覧ください。

議案第４号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、をご説明いたします。

申請地は、畑１筆、面積７８４平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。

買取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び聞き取りにより確認しています。

以上です。

山田　議長　　現地調査の報告を求めます。

鈴木　委員　　議長

山田　議長　　鈴木久夫推進委員

鈴木　委員　　議案第４号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、を報告いたします。

申請地は、畑１筆、面積７８４平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第１０条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

山田　議長　　ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

（「なし」との声多数あり）

山田　議長　　なければ、質疑を終了いたします。

山田　議長　　それでは、採決をいたします。

議案第４号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

山田　議長　　全員賛成により、議案第４号は可決されました。

山田　議長　　以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして､報告第１号から報告第６号までを事務局から報告願います。

鈴木主査補　　議長

山田　議長　　鈴木主査補

鈴木主査補　　それでは、議案書の８ページをご覧ください。

報告第１号農地法第３条の３第１項の規定による届出について２件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書の９ページから１１ページまでをご覧ください。

報告第２号農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出について２

件、報告第３号農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出について７件の合計９件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の１２ページをご覧ください。

報告第４号農地法第５条の規定による許可申請の取下げについて２件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書の１３ページから１５ページまでをご覧ください。

報告第５号引き続き農業経営を行っている旨の証明について７件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていましたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の１６ページをご覧ください。

報告第６号地目変更登記に係る照会に対する回答について１件につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局において現地調査を行ったところ、宅地となっていましたので、事務局長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

山田　議長　　ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

山田　議長　　以上で、令和８年鎌ケ谷市農業委員会第８回定例総会を閉会いたします。皆様ご苦労様でした。

閉会　　午後４時２５分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和　８年１０月　８日

鎌ケ谷市農業委員会議長　　山田　芳裕

鎌ケ谷市農業委員会委員　　熊谷　弘和

鎌ケ谷市農業委員会委員　　中野　翔太